

事務連絡
令和元年6月27日

各都道府県・指定都市教育委員会学校安全主管課
各都道府県私立学校主管課
附属学校を置く各国公立大学法人担当課
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
各国公私立高等専門学校担当課
各都道府県教育委員会専修学校主管課
専修学校を置く各国立大学法人担当課
厚生労働省医政局医療経営支援課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課
各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課

御中

文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課

熱中症事故の防止について

熱中症事故の防止については、「熱中症事故の防止について」（令和元年5月24日付け元文科教第72号）により周知しているところですが、政府においては、7月1日から8月31日を「熱中症予防強化月間」と設定し、熱中症の発生を大幅に減らすよう熱中症予防の取組を推進することとしています。

熱中症は、気温・湿度などの環境条件に配慮した運動の実践や、こまめに水分や塩分を補給し休憩を取ること、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底することによって防止できます。関係の皆様においては、「熱中症予防強化月間」の趣旨を踏まえて、熱中症予防のための万全の対策を行うとともに、熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、身体の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等をお願いします。

また、独立行政法人日本スポーツ振興センターでは、熱中症予防について啓発パンフレット、DVD、児童生徒等への指導教材や教室や廊下などの掲示に使用できる教材カードなどを作成し、ホームページに掲載しています。さらに、環境省においては、熱中症予防情報サイトにおいて「熱中症環境保健マニュアル2018」

や「夏季のイベントにおける熱中症対策ガイドライン 2019」等の熱中症対策普及啓発資料を提供しているほか、熱中症の予防に有効な暑さ指数（WBGT）のメール配信なども行っています。各学校等におかれては、本資料等を広く活用され、熱中症の予防に努められますようお願いいたします。

各都道府県・指定都市教育委員会におかれては、所管の学校（専修学校を含む。以下同じ。）及び域内の市区町村教育委員会に対し、各都道府県私立学校主管課におかれては、所轄の学校法人及び学校に対し、各国公立大学担当課におかれては、所管の附属学校に対し、構造改革特別区域法（平成 14 年法律第 189 号）第 12 条第 1 項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課におかれては、所轄の学校設置会社及び学校に対し、厚生労働省の専修学校主管課におかれては、所管の専修学校に対し、各都道府県・指定都市・中核市認定こども園主管課におかれては、域内の市区町村認定こども園主管課及び所轄の認定こども園に対して、周知されるようお願いいたします。

〔参考資料〕

- 独立行政法人日本スポーツ振興センター
 - ・「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」（パンフレット）
 - ・「熱中症を予防しようー知って防ごう熱中症ー」（DVD）
 - ・「学校屋外プールにおける熱中症対策」（パンフレット）
 - ・「熱中症対応フロー」（ポスター）
https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/bousi_kenkyu/tabid/1905/Default.aspx
 - ・「教材カード」※毎年 5 月と 7 月のテーマは熱中症
「https://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx」
- 環境省
 - ・ 熱中症予防情報サイト <http://www.wbgt.env.go.jp/>
(印刷して利用できる普及啓発資料の他、熱中症対策の情報が充実しています。)
 - ・ 「熱中症環境保健マニュアル 2018」（平成 30 年 3 月改訂 環境省）
http://www.wbgt.env.go.jp/heatillness_manual.php

【本件担当】
文部科学省総合教育政策局
男女共同参画共生社会学習・安全課
安全教育推進室 学校安全係
電話：03-5253-4111(内線 2917)
E-mail: anzen@mext.go.jp